

ワンマン社長とのたたかい方!!

大阪労働者弁護団

2021年秋 働く人のオンライン学習会



「ワンマン社長」の中には、従業員の話をろくに聞かず、あるいは、周りに意見する従業員がほぼいないなどの事情から、独りよがりの考えで経営判断、業務命令等を行う経営者が存在します。会社に良かれと意見したり、残業代請求など正当な権利行使をしたがために、嫌がらせを受けたり、一方的な理由で退職に追い込まれたり（解雇、休職期間満了後の退職等）、退職後も不当な仕打ちを受けたりすること（スラップ訴訟*等）も少なくありません。

*スラップ訴訟：ここでは、『労働者側の正当な権利行使等に関し、使用者側から労働者側になされる報復的・威圧的に行われる訴訟』という意味で使用しています。

このような事態に備えて、労働者として、どのような視点で証拠を集め、どのような方法で争うか、といった点について、2回に分けて、経験談も踏まえた弁護士による解説を行います。1回だけの参加も可能ですので、ふるってご参加ください。

①泣き寝入りしない！ 講師：^{さえき りょうすけ}佐伯 良祐 弁護士

10月27日（水）18：30～20：30

社長から嫌がらせや不当な仕打ちを受けても、何も言い返せず、結局は泣き寝入り……。

周りの誰も社長に意見せず、社長の威圧的な言動を誰も止めることができない。

そのような悪循環を断ち切り、職場環境を改善するためにも、ときには勇気をもってたたかうことが必要です。いざというときのために、労働者として日頃から意識しておくべき点などについて、実践的な観点からお話します。



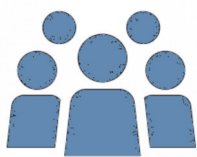
②労働組合と共にたたかう！ 講師：^{くぼり ふみ}久堀 文 弁護士

11月10日（水）18：30～20：30

ワンマン社長は労働組合や組合員に対してもあらゆる手段を講じてきます。解雇を繰り返したり、自宅待機を命じたり、様々な嫌がらせも。

それらに対して労働組合は裁判闘争や不当労働行為救済申し立てをしてたたかい、労働者の権利を勝ち取ることができます。

この機会に労働組合としてのたたかい方を改めて学んでみませんか。



1. 受講方法

(1) WEB受講：先着100名

(2) 大阪労働者弁護団事務所受講：先着10名（事務所受講は賛助団体の方に限ります）

※メールまたはQRコードで下記をご記入の上お申し込みください。（lala-osaka1975@nifty.com）

〔お名前・団体名・メールアドレス・緊急時連絡先・受講料振込人名義・特にお聞きになりたいこと〕

2. 受講料：各回1300円

※賛助団体所属の方は各回800円（お申し込み時に必ず所属団体名をご記入ください）

（賛助団体：年会費のご負担をお願いして当弁護団を支えてくださっている団体）

お申し込みをくださった方に、受講料振込口座をお知らせいたしますので、10月14日までに振り込んでください。

入金が確認された方には、受講日の前日までに参加URLと資料をお送りいたします。

※いったんお支払いされた受講料は原則として返金できません。

※講座終了後に録画配信を検討中です。録画配信案内をご希望の方はお知らせください。



大阪労働者弁護団

大阪市北区西天満4-10-19-603

電話06-6364-8620 lala-osaka1975@nifty.com http://www.lalaosaka.com/